

すみれ保育園運営規程

(事業の名称等)

第1条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すみれ保育園
- (2) 所在地 川越市宮元町80-7・80-6

(事業の目的及び運営方針)

第2条 すみれ保育園（以下「当事業」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当事業は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当事業は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当事業は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当事業は、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）及びその他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当事業の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 16人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(提供する保育等の内容)

第4条 当事業は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において提供する地域型保育

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合に、当該支給認定に係る児童に対して、第7条に規定する時間の範囲内において提供する保育

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

第5条 保育の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について、保育園の運営上必要と認めるときは、これを上回るすることができるものとする。

(1) 管理者 1名

管理者は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 施設長 1名

施設長は、保育に必要な指揮をとるとともに、児童を全体的に把握する。

(3) 保育士 5名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 調理員 1名以上

献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(5) 嘱託医 2名

田中医院(年2回、内科健診を実施) 中成堂歯科医院(年1回、歯科健診を実施)
(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(月～金)

7時00分から18時00分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(月～金)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から18時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 土曜日の保育時間

- ①保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている場合、
7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。
- ②保育短時間認定に係る支給認定書を市町村から交付されている場合、
8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで、また16時30分から18時00分までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当事業の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当事業は、特定地域型保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表（1）に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 3 当事業は、前項の規定による費用の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、領収書を発行するものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当事業は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当事業は以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が3月31日時点で3歳に達したとき。
- (2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当事業の職員は、保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、川越市及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当事業は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を目的とし、出水期前に洪水対策に係る教育及び訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当事業は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当事業は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(その他運営に関する重要事項)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年3月12日 第7条(1)を訂正(3)を追加、第12条を訂正。

平成29年6月12日 第1条(2)を訂正。

平成29年7月27日 第7条(3)①、②を訂正。

平成30年3月31日 第5条(1)を訂正。

平成30年6月16日 別表1、2を変更。

平成31年4月10日 第12条を変更。

令和元年6月10日 第5条(3)(4)を訂正。(5)を追加。

令和2年3月31日 別表1を変更。

令和6年4月1日 改訂施行

令和8年4月1日 改訂施行

別表（１）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内 容	金額
行事費	卒園遠足のバス代など	実費
写真代	希望者、購入枚数による	実費（1枚50円）から
絵本代	希望者、(株)こどものともの指定 口座へお振り込みください	実費（1冊440円～720 円位）

2 延長保育に係る利用者負担

	延長時間	金 額
標準認定	18:00～19:00	30分 300円(月極30分4,000円)
短時間認定	7:00～ 8:30 16:30～18:00	30分 300円

※上記の費用の支払を受けた場合、領収書を発行いたします。

別表（２）

1 連携施設について

施設名	学校法人武田学園 ルンビニ幼稚園
施設所在地	川越市宮元町1-14
施設形態	私立幼稚園
連携内容	日常的な園庭の利用・保育内容の支援・卒園後の受け皿